

令和3年第6回小金井市教育委員会定例会議事日程

令和3年5月25日(火)

午後1時30分開会

Web会議

日程	議	題
第1		会議録署名委員の指名
第2	代 処 第 6 号	小金井市社会教育委員の委嘱に関する代理処理について
第3	報 告 事 項	1 小学校オーケストラ鑑賞教室について
		2 中学校合唱鑑賞教室について
		3 小学校林間学校について
		4 令和2年度小金井市立小・中学校の不登校児童・生徒数について
		5 その他
		6 今後の日程
第4	代 処 第 7 号	職員の退職に関する代理処理について
第5	議案第21号	職員の人事異動について

代処第6号

小金井市社会教育委員の委嘱に関する代理処理について

このことについて、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により別紙のとおり代理処理したので、同条第2項に基づきその承認を求める。

なお、本案件は小金井市社会教育委員の設置に関する条例第3条に定める小金井市社会教育委員（第30期）の補欠委員の委嘱を行うものであるが、特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、別紙のとおり代理処理したものである。

令和3年5月25日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅士



代理処理書

小金井市社会教育委員の設置に関する条例第3条に定める小金井市社会教育委員（第30期）の補欠委員の委嘱を行う必要が生じたが、特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により、下記のとおり代理処理をする。

令和3年5月7日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士

記

- 1 件名
小金井市社会教育委員の委嘱について
- 2 内容
別紙のとおり

別紙

第30期小金井市社会教育委員（補欠委員）名簿

任 期 令和3年5月7日から

令和3年9月8日まで

氏 名	住 所	推薦団体
くろき 黒木 ともみち 智道	小金井市緑町4-15-39 (小金井市立緑小学校)	小金井市立 小中学校長会

小金井市社会教育委員の設置に関する条例

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、小金井市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(定数)

第2条 委員の定数は、10人以内とする。

(委員の委嘱基準及び構成)

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに公募による市民の中から小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱するものとし、次に掲げる構成により組織する。

- (1) 小金井市内に設置された各学校からの推薦者 1人以内
- (2) 小金井市内に事務所を有する各社会教育団体において、選挙その他の方法により推薦された当該団体の代表者 5人以内
- (3) 学識経験者 1人以内
- (4) 公募による市民 3人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として連続して3期を超えてはならない。

2 委員が欠けたときは、補欠委員を置くことができる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員は、報酬及び公務により出張したときは費用弁償として旅費を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、別に定める。

(委任)

第6条 この条例の実施について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

付 則（平成17年3月2日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条の規定は、平成17年9月9日以降に委嘱する委員の構成から適用する。この場合において、改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行の際現に委員に委嘱されている者の平成11年9月9日以降の任期についても通算して適用する。

付 則（平成25年12月18日条例第40号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以降に行う委員の委嘱から適用する。

小金井市社会教育委員候補者選出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小金井市社会教育委員の設置に関する条例（昭和36年条例第14号）第6条の規定に基づき、小金井市社会教育委員候補者（以下「候補者」という。）の選出について、必要な事項を定めることを目的とする。

(選任基準)

第2条 候補者の選出は、次の各号に基づき行うものとする。

- (1) 小金井市内に設置されている各学校からの推薦者 1人以内
- (2) 小金井市内に事務所を有する社会教育関係登録団体及びこれに準ずる団体（以下「社会教育関係登録団体等」という。）の代表者 5人以内
- (3) 学識経験者 1人以内
- (4) 小金井市内に在住、在勤又は在学している応募時に18歳以上の者 3人以内

(推薦依頼方法)

第3条 前条第1号及び第2号の候補者の推薦依頼方法は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 各学校からの推薦者 小金井市立小中学校長会に対し、1人の候補者の推薦を依頼する。
- (2) 社会教育関係登録団体等の代表者 当該年度の社会教育関係登録団体等に対し、候補者の推薦を依頼する。

(選出方法)

第4条 第2条第2号の候補者については、次に掲げる団体ごとに委員を小金井市社会教育委員候補者選考会議（以下「選考会議」という。）において選考するものとする。ただし、候補者の推薦がなかった団体があった場合においては、推薦があった他の団体の候補者中から補充選考することができるものとする。

- (1) 小金井市立小中学校PTA連合会 1人以内
- (2) 公益財団法人小金井市体育協会 1人以内
- (3) 前2号に掲げるもの以外の社会教育関係登録団体等 3人以内

2 第2条第3号の候補者については、選考会議に諮り決定するものとする。

(公募委員)

第5条 第2条第4号に規定する委員は、公募によるものとし、選考方法については、別に定める。

(補欠委員)

第6条 補欠委員は、前任者の残任期間が選出、選考期間を除いて1年以上ある場合に限り置くことができる。ただし、第4条第1項第1号及び第2号に規定する委員の補欠委員を置く場合は、この限りでない。

(選考会議)

第7条 選考会議は、教育長、学校教育部長、生涯学習部長、生涯学習課長、オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長、図書館長及び公民館長をもって構成する。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成7年7月3日から施行する。

付 則 (平成13年4月1日)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年4月1日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の小金井市社会教育委員候補者選出要綱の規定は、平成17年9月9日以降に委嘱する社会教育委員の候補者の選出から適用する。

付 則 (平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年4月1日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年10月1日)

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

付 則 (平成27年5月18日教委要綱第8号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の小金井市社会教育委員候補者選出要綱の規定は、平成27年9月9日以降に委嘱する社会教育委員の候補者の選出から適用する。

付 則（平成29年5月9日教委要綱第7号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年5月9日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条第4号の規定は、この要綱の施行の日以降に行う候補者の選出から適用する。

付 則（平成30年3月30日教委要綱第10号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

報告事項4 資料

令和2年度小金井市立小・中学校における不登校児童・生徒数について

1 不登校児童・生徒数（公立学校）

小学校

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人数（人）	出現率（%）	人数（人）	出現率（%）	人数（人）	出現率（%）
小金井市	51	0.98	61	1.11	85	1.42
東京都	4,318	0.74	5,217	0.88	-	-
全国	44,471	0.70	52,905	0.84	-	-

中学校

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人数（人）	出現率（%）	人数（人）	出現率（%）	人数（人）	出現率（%）
小金井市	78	3.74	92	4.51	87	3.95
東京都	9,870	4.33	10,851	4.76	-	-
全国	114,379	3.80	122,519	4.12	-	-

※ 東京都及び全国の令和2年度については、現時点で数値が公表されていないため「-」としています。

教育委員会の今後の日程

令和3年5月25日

会 議 名	日 時	場 所
第7回教育委員会定例会	7月13日(火) 午後1時30分	801会議室
第8回教育委員会定例会	7月27日(火) 午後1時30分	801会議室
市町村教育委員研究協議会	① 7月29日(木) ② 9月2日(木) ③ 12月23日(木) ④ 2月10日(木)	①オンライン開催 ②オンライン開催 ③兵庫県神戸市(予定) ④文部科学省(予定)
第9回教育委員会定例会	8月24日(火) 午後1時30分	801会議室